

平成27年2月24日

会員各位

薬剤服用歴の記載状況の自主点検及び報告について

一般社団法人日本保険薬局協会  
会長 中村 勝

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、いわゆる薬剤服用歴管理指導料の不適切請求に関する記事が相次いで報道され、薬局に対する国民の厳しい目が向けられております。

会員におかれましては、我々団体の目的である「真に国民から信頼と満足の得られる保険薬局の実現」に向けて取り組んでおられると思います。

国民皆保険制度の下では、医師、薬剤師、薬局を運営する者は、あくまで信頼、信用、良識に基づいて行動しなければなりません。

しかしながら、保険薬局として法的・社会的責務が徹底されていないような事例は、保険薬局及び薬剤師に対する信頼を貶めるだけでなく、患者と保険薬局の間の信頼関係を揺るがしかねない由々しき事態であると厳しく受け止めております。

倫理綱領・倫理規定を掲げ、団体の自主規制機能を高めるべく法令順守に取り組んでいる協会にとっては、安全で安心な医薬品の提供は、我々薬局の根本使命であることを考えますと、非常に残念なことであります。

今般の事態の重大性を考慮し、本会では、既に20日に、「薬剤服用歴管理指導料の請求に関する自主点検の実施要請について」の通知を出したところでありますが、23日に厚生労働省保険局医療課指導監査室より、別添のとおり薬剤服用歴の記載状況の自主点検を行うことについて協力依頼がありました。

会員におかれましては、業務ご多用の中、手数をおかけしますが、自主点検の趣旨と背景を充分ご理解の上、薬剤服用歴の記載状況の自主点検を実施し、全会員がご報告をいただきますようお願い申し上げます。